

私道の廃止等申請要領

この申請要領は天津市建築基準法等施行細則第12条の2第1項に基づく私道の廃止等の承認申請及びその他の私道の廃止等の申請に係る手続きについて適用する。

1 事前相談要領

事前相談は正1通として、下記に掲げる必要書類を添付のうえ提出すること。

(1) 事前相談書

- ・ 廃止等をしようとする私道（以下、「私道」という。）のある土地の地名地番を記入し、その私道に接する土地（以下、「沿道土地」という。）の利用状況を説明すること。

(2) 位置図

- ・ 私道の位置を明示すること。

(3) 現況図

- ・ 私道の位置を明示し、沿道土地の利用状況がわかるものとする。
- ・ 私道の幅員及び延長を明記すること。

2 事前審査申請要領

申請書類は正1通、副1通、各課協議用5部程度（後日連絡します。）（各課協議用添付図書については、委任状、廃止承諾書、土地建物登記事項証明書は添付しない。）として、下記に掲げる図面等必要書類添付のうえ、左つづりひもとじとすること。

(1) 事前審査申請書

- ・ 廃止等を行うことにより沿道土地にある建築物（以下、「沿道建築物」という。）の敷地が建築基準法（以下、「法」という。）第43条第1項に抵触する場合（接道がなくなる場合）は、「私道の変更・廃止承認事前審査申請書」を使用すること。
- ・ 上記以外の場合（廃止等を行っても全ての沿道建築物の敷地が接道する場合）は、「私道の変更・廃止事前審査申請書」を使用すること。
- ・ 私道のある土地の地名地番を土地登記事項証明書と合わせて正確に記入すること。地番の一部である場合は明記すること。
- ・ 沿道土地の地番は記入しないこと。

(2) 委任状

- ・ 申請者以外の者が代理で申請する場合は必ず添付すること。訂正等を個人印で行う場合は、代理者は個人名とすること。
- ・ 申請地番は事前審査申請書と整合させること。

(3) 関係権利者一覧表

- ・ 私道のある土地及び沿道土地の地名地番、地目、地積、権利者名（甲区、乙区等に記載の全ての権利者）及び住所を記入すること。
- ・ 沿道建築物の権利者名（甲区、乙区等に記載の全ての権利者）及び住所を記入

すること。

- ・ 地番の若い順に記載し、申請地又は沿道土地の区別を明記すること。
- ・ 沿道建築物の敷地である土地であって、私道にのみ接している場合はその旨明記すること。

(4) 廃止承諾書（写し）及び協議・説明結果報告書

- ・ (3)の一覧表と同じ順序で、私道のある土地の権利者並びに私道にのみ接している沿道建築物及びその敷地である土地の権利者の廃止承諾書の写しを添付すること。
- ・ 廃止承諾書については、実印を押印すること。(印鑑証明書等は本申請で添付を求めるので準備しておくこと。)
- ・ 沿道建築物の敷地が他の道路にも接している場合は、その土地及び建築物の権利者と協議した結果をまとめた報告書を作成すること。(廃止承諾書は不要。)
- ・ その他、廃止等を行うことによって沿道に影響が及ぶと考えられる場合（通り抜けができなくなる等）については、沿道の権利者との協議を行い、その協議結果報告書を添付すること。

(5) 土地建物登記事項証明書（写し）

- ・ 私道のある土地並びに沿道土地及び沿道建築物の登記事項証明書（沿道土地については要約書でも可）を添付すること。
- ・ 証明書は3か月以内のものとする。

(6) 位置図

- ・ 縮尺 1/2500 として、下記事項を明記すること。
 - 方位
 - 私道の位置を明示し、「申請地」と明記すること。

(7) 公図（写し）

- ・ 法務局から取得した公図とすること。(写しで可)
- ・ 私道を茶色で着色して明示すること。
- ・ 一部廃止の場合は、存置する部分を黄色で着色して明示すること。
- ・ 方位、地番、地目、所有者名を記入すること。
- ・ 水路は水色、里道は赤色で着色すること。
※法務局から取得した公図とは別に記入及び着色等をした公図を添付しても良い。

(8) 地籍測量図

- ・ 法務局から取得した地籍測量図とすること。(写しで可)
- ・ 私道のある土地の全ての地籍測量図を添付すること。

(9) 現況図

- ・ 縮尺 1/250 以上で作成し、下記事項を明記すること。
 - 方位
 - 私道の位置（一部を廃止する場合は、廃止する部分と存置する部分を明示すること。）
 - 私道の幅員及び延長（一部を廃止する場合は、廃止する部分と存置する部分のそれぞれの幅員及び延長を明記すること。）
 - 私道の求積（別に求積図を作成してもよい。）
 - 私道の接続先の道路の種別、名称及び幅員
 - 私道及び沿道土地の地番、地目及び権利者名
 - 沿道建築物の権利者名
 - 沿道土地の敷地形状及び利用状況（宅地（建物外形も記入）、更地、駐車場、農地等を記入）
 - 一部を廃止する場合は、存置する部分の道路の境界線の標示方法（境界工、側溝、境界プレート等）及びその位置

(10) 現地写真及び写真位置図

- ・ 現地の状況がわかるよう方向を変えて撮影すること。
- ・ 私道の位置を赤色で明示すること。
- ・ 写真に記号を付して、撮影位置及び撮影方向を写真位置図と対照できるようにすること。

※関係課協議について

- ・ 私道の廃止等について、関係法令を所管する課や公共施設を管理する課と協議を行うこと。
- ・ 各課との協議は様式アを作成し処理すること。
- ・ 全ての協議が終わった際には、様式イにより報告すること。（必要に応じ、協議において使用した資料等を添付すること。）

3 本申請要領

申請書類は、正 1 通、副 1 通とし、下記に掲げる図書等必要書類添付のうえ、左ひもとじとする。

(1) 申請書

- ・ 廃止等を行うことにより沿道建築物の敷地が法第 43 条第 1 項に抵触する場合は、大津市建築基準法等施行細則様式第 7 号「私道の変更・廃止承認申請書」を使用すること。
- ・ 上記以外の場合は、「私道の変更・廃止申請書」を使用すること。

- ・ 事前審査申請書に準じて記入すること。

(2) 委任状

- ・ 申請者以外の者が代理で申請する場合は必ず添付すること。訂正等を個人印で行う場合は、代理者は個人名とすること。
- ・ 申請地番は申請書と整合させること。

(3) 関係権利者一覧表

- ・ 私道のある土地及び沿道土地の地名地番、地目、地積、権利者名（甲区、乙区等に記載の全ての権利者）及び住所を記入すること。
- ・ 沿道建築物の権利者名（甲区、乙区等に記載の全ての権利者）及び住所を記入すること。
- ・ 地番の若い順に記載し、申請地又は隣接地の区別を明記すること。
- ・ 沿道建築物の敷地である土地であって、私道にのみ接している場合はその旨明記すること。

(4) 廃止承諾書（原本）及び協議・説明結果報告書

- ・ 事前審査申請で添付した廃止承諾書の原本及び協議・説明結果報告書を添付すること。

(5) 印鑑証明書及び代表者事項証明書

- ・ 廃止承諾書を提出した者の印鑑証明書を添付すること。また、その者が法人である場合は、合わせて代表者事項証明書を添付すること。
- ・ 証明書は3か月以内のものとする。

(6) 土地建物登記事項証明書（原本）

- ・ 私道のある土地並びに沿道土地及び沿道建築物の登記事項証明書（沿道土地については要約書でも可）を添付すること。
- ・ 証明書は3か月以内のものとする。

(7) 位置図

- ・ 縮尺 1/2500 として、下記事項を明記すること。
 - 方位
 - 私道の位置を明示し、「申請地」と明記すること。

(8) 公図

- ・ 法務局から取得した公図の原本とすること。
 - ・ 私道を茶色で着色して明示すること。
 - ・ 一部廃止の場合は、存置する部分を黄色で着色して明示すること。
 - ・ 方位、地番、地目、所有者名を記入すること。
 - ・ 水路は水色、里道は赤色で着色すること。
- ※法務局から取得した公図とは別に記入及び着色等をした公図を添付しても良い。

(9) 地籍測量図

- ・ 法務局から取得した地籍測量図の原本とすること。
- ・ 私道のある土地の全ての地籍測量図を添付すること。

(1 0) 現況図

- ・ 縮尺 1/250 以上で作成し、下記事項を明記すること。
 - 方位
 - 私道の位置（一部を廃止する場合は、廃止する部分と存置する部分を明示すること。）
 - 私道の幅員及び延長（一部を廃止する場合は、廃止する部分と存置する部分のそれぞれの幅員及び延長を明記すること。）
 - 私道の求積
 - 私道の接続先の道路の種別及び幅員
 - 私道及び沿道土地の地番、地目及び権利者名
 - 沿道建築物の権利者名
 - 沿道土地の敷地形状及び利用状況（宅地（建物外形も記入）、更地、駐車場、農地等を記入）
 - 一部を廃止する場合は、存置する部分の道路の境界線の標示方法（境界工、側溝、境界プレート等）及びその位置

(1 1) 現地写真及び写真位置図

- ・ 現地の状況がわかるよう方向を変えて撮影すること。
- ・ 私道の位置を赤色で明示すること。
- ・ 写真に記号を付して、撮影位置及び撮影方向を写真位置図と対照できるようにすること。

(1 2) 関係課協議結果一覧表

- ・ 事前審査申請時に行った関係課との協議結果を一覧にまとめて添付すること。